

4.5 廃棄物等

4.5.1 一般廃棄物

(1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における一般廃棄物の状況等を調査し、一般廃棄物の影響について予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.5.1-1 に示すとおりである。

表 4.5.1-1 環境影響評価対象

区分	環境影響要因	
供用時	施設の存在	施設の稼働

(2) 現況調査

1) 調査項目

計画地及びその周辺における一般廃棄物の状況を把握し、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、調査した。調査項目は、表 4.5.1-2 に示すとおりである。

表 4.5.1-2 調査項目

環境影響評価項目	調査項目
一般廃棄物	・一般廃棄物の状況 ・関係法令等による基準等

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

3) 調査方法等

① 一般廃棄物の状況

(ア) 調査期間・調査時期

入手可能な最新の資料を対象として実施した。

(イ) 調査方法

「令和 6 年度環境局事業概要－廃棄物編－」(令和 6 年 8 月、川崎市)等の既存資料により把握した。

② 関係法令等による基準等

(ア) 調査期間・調査時期

入手可能な最新の資料を対象として実施した。

(イ) 調査方法

次の関連法令等の内容を整理した。

- 循環型社会形成推進基本法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
- 廃棄物保管施設設置基準要綱（川崎市要綱）
- 川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画
- 地域環境管理計画の地域別保全水準

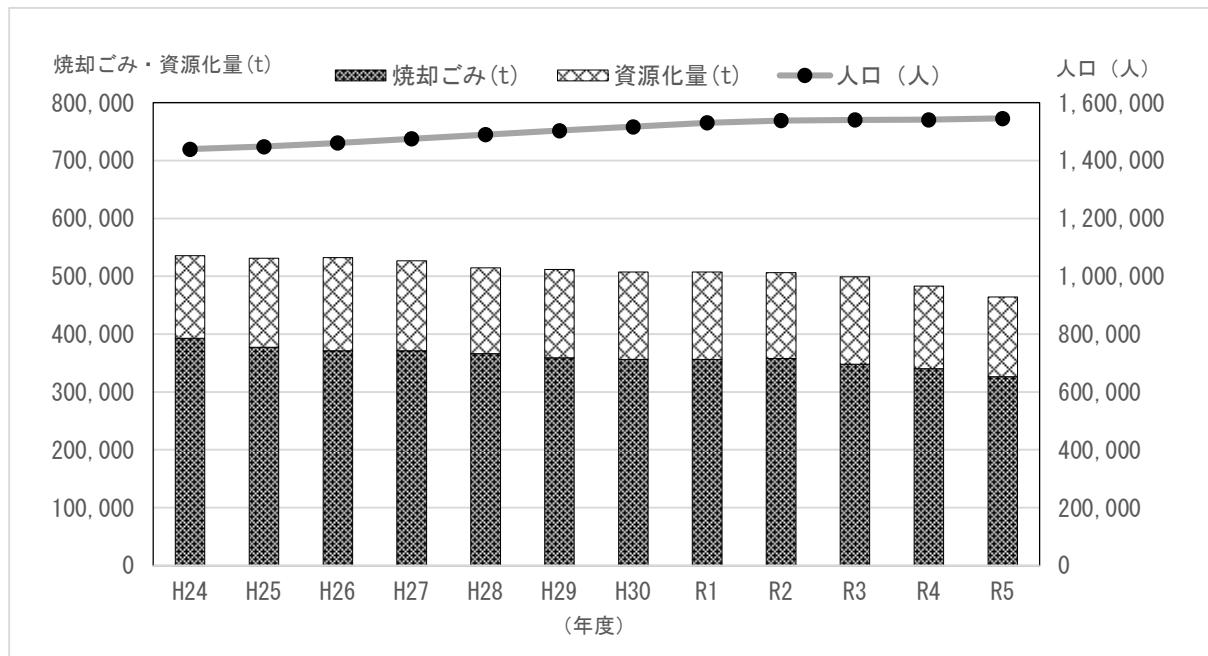
4) 調査結果

① 一般廃棄物の把握

川崎市における平成24年度～令和5年度の一般廃棄物の推移は図4.5.1-1に、処理状況は表4.5.1-3に示すとおりである。

令和5年度における一般廃棄物の総排出量は463,826t、その内、焼却ごみが326,121t、資源化量は137,705tで資源化率は29.7%である。それぞれの内訳を見ると、焼却ごみでは家庭系が235,117t、事業系が91,004t、資源化物では家庭系が82,239t、事業系が55,466tである。

川崎市では、家庭系ごみ及び資源化物については、地域により収集日を決めて分別収集を実施している。一方、事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することで処理しており、本事業においては許可業者に収集及び処分を委託する計画である。



注:「令和6年度環境局事業概要 廃棄物編-」(令和6年8月、川崎市)を基に作成した。

図4.5.1-1 川崎市における焼却ごみ量・資源化量、人口の推移(平成24年度～令和5年度)

表 4.5.1-3 川崎市のごみ焼却量等の実績

西暦(年度)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
和暦(年度)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
日数	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366
人口(人) ^{注1}	1,439,164	1,448,196	1,461,043	1,475,300	1,489,477	1,503,690	1,516,483	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604
焼却ごみ(t)	392,926	377,363	370,849	371,270	366,016	359,169	356,233	356,044	357,662	348,017	340,093	326,121
内訳	家庭系焼却ごみ	275,587	258,810	249,626	251,273	249,303	249,632	248,295	250,239	262,744	254,060	245,933
	普通ごみ	267,759	250,435	241,632	242,954	241,086	241,060	239,387	240,520	250,897	242,283	234,357
	粗大・小物金属・一時多量可燃分 ^{注11}	7,828	8,375	7,994	8,319	8,217	8,572	8,908	9,719	11,847	11,777	11,576
	事業系焼却ごみ	116,889	118,129	120,819	119,547	116,333	109,208	107,616	105,486	94,918	93,957	94,160
内訳	道路清掃ごみ	450	424	404	450	380	329	322	319	注12	注12	注12
	資源化量(t) ^{注2}	143,054	154,299	161,541	155,552	148,983	153,125	150,678	150,991	148,595	150,927	142,604
	資源化率(%)	26.7	29	30.3	29.5	28.9	29.9	29.7	29.8	29.4	30.2	29.5
	家庭系資源化物	90,715	99,472	102,298	100,021	95,524	93,129	90,142	88,758	91,388	89,627	86,326
内訳	粗大・小物金属・一時多量資源化分 ^{注11}	3,938	3,814	3,860	3,769	3,805	3,795	4,119	4,342	4,665	4,426	3,988
	空き缶	7,304	7,859	7,722	7,046	6,270	6,845	6,750	7,181	7,842	7,723	7,399
	空き瓶	11,653	11,921	11,960	12,225	11,293	11,125	10,580	10,379	11,395	11,056	10,381
	ペットボトル	5,103	5,168	5,076	5,042	4,991	4,751	4,846	4,842	5,279	5,373	5,426
	ミックスペーパー	10,662	13,306	14,063	13,618	13,010	12,530	11,897	11,409	10,356	9,990	9,896
	プラ製容器包装	3,811	9,008	12,395	12,587	12,753	12,686	12,723	13,170	14,288	14,527	14,465
	資源集団回収	47,875	47,999	46,654	45,048	42,773	40,811	38,642	36,863	36,995	35,974	34,253
	小型家電		2	79	199	57	24	27	28	38	30	26
	使用済み乾電池			268	255	287	275	293	284	319	308	292
	蛍光管 ^{注7}					59	53	36	23	22	25	21
内訳	その他 ^{注3}	369	395	221	232	226	234	229	237	189	195	179
	事業系資源化物(t)	52,339	54,827	59,243	55,531	53,459	59,996	60,536	62,233	57,207	61,300	56,278
乾電池(t)		245	287	注6								
総排出量(t) ^{注4}		536,225	531,949	532,390	526,822	514,999	512,294	506,911	507,035	506,257	498,944	482,697
1人1日当たりごみ排出量(g) ^{注5}		1,021	1,006	998	976	947	933	916	905	902	887	858
												820

注1：人口は、各年度10月1日現在の人口に基づく。

注2：資源化量とは、家庭系資源物、事業系資源物を含めて算出したものである。

注3：その他とは、自主回収古紙、古布及び蛍光管の合計値である。(蛍光管は、平成28年から除く)

注4：総排出量=焼却ごみ+資源化量

注5：1人1日当たりごみ排出量とは、一般家庭(家庭系焼却ごみ・家庭系資源物)、事業者(事業系焼却ごみ・事業系資源物(事業活動に伴い出される資源物))、その他(道路清掃ごみ)の合計を人口及び年間日数(うるう年の場合は366日)で除したものである。

注6：使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成26年度から資源化量の内訳へ記載することとした。

注7：蛍光管は、平成28年から割らない収集を開始した。なお、平成27年までの蛍光管は、「その他^{注3}」に含まれている。

注8：令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物5,086tは含まれていない。

注9：令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物1,210tは含まれていない。

注10：令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物213tは含まれていない。

注11：令和2年度から、一時多量ごみが含まれている。

注12：令和2年度から、道路清掃ごみは、事業系ごみに含まれている。

出典：「令和6年度環境局事業概要-廃棄物編-」(令和6年8月、川崎市)

② 関係法令等による基準等

(ア) 循環型社会形成推進基本法

事業者の責務として、「原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するためには必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となつた場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。」等が規定されている。

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本法では、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

事業者の責務として、「事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと」、「廃棄物の再生利用等による減量に努めるとともに、製造・加工・販売する製品容器等の適正処理ができるようすること」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと」等が規定されている。

(ウ) 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、再生資源の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等(工事発注者含む)の責務として、原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること、事業に係る製品の長期間使用の促進や事業もしくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源もしくは再生部品としての利用促進に努めることが規定されている。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

事業者の責務として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と同様の事項に加え、再生資源・再生品使用、長期の使用が可能な製品等や再利用及び再生利用の容易な製品等の開発や修理体制等の確保、不要になった製品等の再利用及び再生利用の可能な物の回収等に努めることが規定されている。

また、容器包装の適正化や事業系一般廃棄物多量排出事業者に対する規定(排出の抑制、再生利用等、並びに適正処理に関する計画書の作成・提出など)、廃棄物の適正保管・適正処理、廃棄物管理票の交付等について、規定されている。

その他、第33条では保管施設設置に係る事前評価等が規定されており、規則で定める開発行為者等は、あらかじめ、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長に協議しなければならないとされている。

(才) 廃棄物保管施設設置基準要綱（川崎市要綱）

この要綱は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」第33条(保管施設設置に係る事前評価等)に規定する廃棄物保管施設の設置場所、構造、種別設置基準等を定めることを目的としており、それに基づき、事業者は適切な場所に必要な施設を設置しなければならないことが規定されている。

(力) 川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画

計画の目標として、以下の数値目標が掲げられている。

(計画期間:令和4年度～令和7年度)

1. 1人1日あたりのごみ排出量の削減

市民一人が一日あたりに出すごみを30g削減する(902g(R2)→872g(R7))。

2. ごみ焼却量の削減

ごみ焼却量を2.8万t削減する(35.8万t(R2)→33.0万t(R7))。

(キ) 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、一般廃棄物の地域別環境保全水準として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定めている。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表4.5.1-4に示すとおり設定した。

表4.5.1-4 環境保全目標（一般廃棄物）

環境影響要因		環境保全目標	具体的な数値等
供用時	施設の稼働	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—

(4) 予測

1) 施設の稼働に係る影響

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る一般廃棄物の種類毎の排出量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

③ 予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

④ 予測方法

予測方法は、事業計画から推定する方法とした。

⑤ 予測条件

(ア) 一般廃棄物の排出量等

事業計画における一般廃棄物の発生量、資源化率及び処理方法の計画は、表 4.5.1-5 に示すとおりである。

表 4.5.1-5 一般廃棄物の発生量等（計画）

一般廃棄物の種類	発生量 (t/年)	資源化率
雑芥（生ごみ・一般ごみ）	約 11 ^{注1}	0%
古紙等資源物	約 4 ^{注2}	約 100%
合計	約 15	—

注1:「令和6(2024)年度版 かわさき環境白書～令和5(2023)年度における川崎市の環境の現状と施策の展開～」（川崎市、令和6年11月）に記載される、令和5年度における「1人1日あたりの家庭系普通ごみ」及び「想定される従業員数・営業日数」より算出した（（家庭系普通ごみ（396g（人・日））×従業員数（社員・日専（21（人））×年間営業日数（365日-127日）+（家庭系普通ごみ（396g（人・日））×従業員数（委託・交替（60（人））×年間営業日数（365日））。

注2:「令和6(2024)年度版 かわさき環境白書～令和5(2023)年度における川崎市の環境の現状と施策の展開～」（川崎市、令和6年11月）に記載される、令和5年度における「1人1日あたりの家庭系資源物」及び「想定される従業員数・営業日数」より算出した（（家庭系資源物（145g（人・日））×従業員数（社員・日専（21（人））×年間営業日数（365日-127日）+（家庭系資源物（145g（人・日））×従業員数（委託・交替（60（人））×年間営業日数（365日））。

⑥ 予測結果

施設の稼働による一般廃棄物の種類毎の発生量及び処理方法は、表 4.5.1-6 に示すとおりである。

発生量は約 15t/年、資源化を考慮した排出量は約 11t/年（資源化量：約 4t/年）と予測した。また、処理方法について、雑芥は一般廃棄物として許可業者に運搬を委託し川崎市の処理場で焼却処理する。古紙等資源物は収集運搬業者に委託し再生業者にて処理する計画である。このことから、資源化が図られるとともに、適正な処分が実施され、資源の循環が図られているものと予測する。

表 4.5.1-6 予測結果（一般廃棄物の排出量）

一般廃棄物の種類	発生量 (t/年) ①	資源化率 (%) ②	資源化量 (t/年) ③=①×②	排出量 (t/年) ④=①-③	処理方法
雑芥（生ごみ・一般ごみ）	約 11	0%	0	約 11	計画地内の廃棄物保管場所（図 1.4-17(p1-39)参照）にて集積し、事業系一般廃棄物として許可業者に運搬を委託（川崎市の処理場で焼却処理）
古紙等資源物	約 4	約 100%	約 4	0	計画地内の廃棄物保管場所（図 1.4-17(p1-39)参照）にて集積し、古紙業者に運搬を委託、再生業者にて処理
合計	約 15	—	約 4	約 11	

(5) 環境保全のための措置

1) 施設の稼働に係る影響

- ・紙類、段ボール等の古紙等資源物は再生業者に委託し資源化する。
- ・廃棄物保管施設を設け、許可業者、古紙業者による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物を分別する。
- ・廃棄物保管施設は飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の施設とする。
- ・従業員に対して、掲示物等により廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行う。

(6) 評価

施設の稼働に係る一般廃棄物の発生量は約 15t/年であり、このうち古紙等資源物に該当する約 4t が資源化されると予測した。

また、一般廃棄物は廃棄物保管施設で分別保管する。これらは許可業者、古紙業者が収集・運搬し、川崎市等により適切に処理される。

さらに、従業員に対して、掲示物等により廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行うといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。

4.5.2 産業廃棄物

(1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における産業廃棄物の状況等を調査し、産業廃棄物の影響について予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.5.2-1 に示すとおりである。

表 4.5.2-1 環境影響評価対象

区分	環境影響要因
工事中	工事の影響
供用時	施設の存在 施設の稼働

(2) 現況調査

1) 調査項目

計画地及びその周辺における産業廃棄物の状況を把握し、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、調査した。調査項目は、表 4.5.2-2 に示すとおりである。

表 4.5.2-2 調査項目

環境影響評価項目	調査項目
産業廃棄物	・産業廃棄物の状況 ・関係法令等による基準等

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

3) 調査方法等

① 産業廃棄物の状況

(ア) 調査期間・調査時期

入手可能な最新の資料を対象として実施した。

(イ) 調査方法

「令和 6 年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和 5 年度実績）」（令和 7 年 3 月、川崎市）等の既存資料により把握した。

② 関係法令等による基準等

(ア) 調査期間・調査時期

入手可能な最新の資料を対象として実施した。

(イ) 調査方法

次の関連法令等の内容を整理した。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・地域環境管理計画の地域別環境保全水準
- ・産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）

4) 調査結果

① 産業廃棄物の状況

川崎市における令和5年度の産業廃棄物の排出量等は、表 4.5.2-3 に示すとおりである。

川崎市全体の産業廃棄物の排出量は 2,483 千 t/年であり、再生利用量は 854 千 t/年（排出量の約 34.4%）である。

表 4.5.2-3 川崎市の産業廃棄物の排出量等（令和5年度実績）

単位：千 t/年

種類	合計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
排出量	2,483	9	990	458	58	131	56	50	3	39	0	7	—	0	16	108	39	373	86	61
再生利用量	854	9	25	104	13	1	4	35	3	37	0	2	—	0	16	100	38	358	81	29
減量化量	1,574	—	961	346	46	130	52	11	0	2	0	4	—	—	0	0	0	0	0	22
最終処分量	56	0	3	8	0	0	0	4	0	0	0	0	—	0	0	9	1	15	5	11

出典：「令和6年度 川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」（令和7年3月、川崎市）

② 関係法令等による基準等

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本法では、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと」、「廃棄物の再生利用等による減量に努めるとともに、製造・加工・販売する製品容器等の適正処理ができるようすること」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと」等が規定されている。

また、産業廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められ、これには委託処理も含まれている。

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については同法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者等に、また、処分については同法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められている。

(イ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

本法律は、建設工事に係る特定の建設資材について、その分別解体等や再資源化等を促進することなどにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としている。

発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び再資源化等の促進に努めなければならないと定められている。また、建設業者は、建設資材廃棄物の発生抑制並びに分別解体等及び再資源化等に要する費用を低減するよう努めるとともに、再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければならないと定められている。

(ウ) 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、再生資源の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者は、使用済物品等および副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化、再生資源および再生部品を利用、使用済物品や副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進に努めなければならないと定められている。

(エ) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

本要綱では、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

(オ) 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準は、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(カ) 産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）

事業活動において事業者が産業廃棄物を排出する際のルール等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき説明されている。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表 4.5.2-4 に示すとおり設定した。

表 4.5.2-4 環境保全目標（産業廃棄物）

環境影響要因		環境保全目標	具体的な数値等
工事中	工事の影響	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—
供用時	施設の稼働	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—

(4) 予測

1) 工事の影響

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に係る産業廃棄物の種類毎の排出量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

④ 予測方法

予測方法は、発生原単位から推定する方法とした。

⑤ 予測条件

(ア) 発生原単位

延べ床面積当たりの産業廃棄物の発生原単位は、表 4.5.2-5 に示すとおりである。

表 4.5.2-5 発生原単位

産業廃棄物の種類	発生原単位 (kg/m ²)	備考
コンクリート塊	79.4	建築（新築・改築）、非木造
アスファルト・コンクリート塊	8.2	
廃プラスチック類	1.3	
廃塩化ビニル管・継ぎ手	0.2	
金属くず	1.9	
建設発生木材及び伐木材・除根材	3.5	
紙くず	0.3	
廃石膏ボード	2.1	
建設混合廃棄物	5.5	

出典:「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（確定値）」（令和 2 年 1 月、国土交通省）

(イ) 資源化率

産業廃棄物の種類毎の資源化率等は、表 4.5.2-6 に示すとおりである。

表 4.5.2-6 資源化率等

品目	指標	達成基準又は実態
コンクリート塊	資源化率	99%以上 ^{注1}
アスファルト・コンクリート塊	資源化率	99%以上 ^{注1}
建設発生木材	資源化・縮減率	97%以上 ^{注1}
建設混合廃棄物	資源化率	78.3% ^{注2}
建設汚泥	資源化・縮減率	95%以上 ^{注1}

注 1:「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクル～～」（令和 2 年 9 月、国土交通省）における 2024 達成基準の値

注 2:「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（確定値）」（令和 2 年 1 月、国土交通省）における神奈川県の建設混合廃棄物の再資源化率（建築（新築・改築）、非木造（縮減を除く））の値

(ウ) 杭工事の概要

杭工事の概要は表 4.5.2-7 に示すとおりである。

表 4.5.2-7 杭工事の概要

掘削口径(m)	掘削長さ(m)	杭本数(本)
約 0.5	約 43	69
約 0.6	約 43	27

⑥ 予測結果

工事の実施による産業廃棄物の排出量及び処分方法は、表 4.5.2-8 に示すとおりである。

建設汚泥を除いた産業廃棄物の発生量は約 1,075.20t/年、資源化を考慮した排出量は約 60.63t/年（資源化量：約 1,014.57t/年）と予測した。建設汚泥の発生量は約 1,093.00m³、資源化を考慮した排出量は約 54.65 m³/年（資源化量：約 1,038.35 m³/年）と予測した。

また、処理方法は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分することから、資源の循環が図られているものと予測する。

表 4.5.2-8(1) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥を除く）の発生量）

産業廃棄物の種類	延べ床面積 (m ²) ①	発生原単位 (kg/m ²) ②	発生量 (t/年) ③=①×②/1,000
コンクリート塊	約 10,500	79.4	約 833.70
アスファルト・コンクリート塊		8.2	約 86.10
廃プラスチック類		1.3	約 13.65
廃塩化ビニル管・継ぎ手		0.2	約 2.10
金属くず		1.9	約 19.95
木くず		3.5	約 36.75
紙くず		0.3	約 3.15
廃石膏ボード		2.1	約 22.05
建設混合廃棄物		5.5	約 57.75
合計			約 1,075.20

表 4.5.2-8(2) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥を除く）の排出量）

産業廃棄物の種類	発生量 (t/年) ③	資源化率 (%) ④	資源化量 (t/年) ⑤=③×④	排出量 (t/年) ⑥=③-⑤	主な処理・ 処分方法
コンクリート塊	約 833.70	99.0%	約 825.36	約 8.34	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。再資源化の用途としては、再生碎石等としての利用を計画している。
アスファルト・コンクリート塊	約 86.10	99.0%	約 85.24	約 0.86	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。再資源化の用途としては、再生アスファルト、路盤材等としての利用を計画している。
廃プラスチック類	約 13.65	—	—	約 13.65	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処分に際しては、サーマルリサイクルにより固形燃料等として再使用する計画である。
廃塩化ビニル管・継ぎ手	約 2.10	—	—	約 2.10	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。
金属くず	約 19.95	100%	約 19.95	約 0	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処理方法としては、有価物と産業廃棄物に分別し、売却及び再資源化することを計画している。
木くず	約 36.75	97.0%	約 35.65	約 1.10	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。再資源化の用途としては、木材チップ等としての利用を計画している。
紙くず	約 3.15	100%	約 3.15	約 0	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行い、再生資源化する。
廃石膏ボード	約 22.05	—	—	約 22.05	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。
建設混合廃棄物	約 57.75	78.3%	約 45.22	約 12.53	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処理に際しては、現場分別を適切に進め、排出量を縮減する。
合計	約 1,075.20	94.36% ^注	約 1,014.57	約 60.63	—

注:合計欄の「④資源化率」は、以下のとおり算出した。

④資源化率=⑤資源化量（合計）／③排出量（合計）×100

表 4.5.2-9(1) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥）の発生量）

掘削口径(m) ①	掘削長さ(m) ②	杭本数(本) ③	変化率 ^注 ④	建設汚泥の発生量(m ³) ⑤=(①/2) ² ×3.14×②×③×④
約 0.5	約 43	69	1.2	約 699.08
約 0.6	約 43	27	1.2	約 393.92
合計				約 1,093.00

注：変化率は、現場での汚泥の脱水等を考慮し、「令和6年度 土木工事数量算出要領」（令和6年4月、国土交通省）における、レキ質土の変化率L（1.20）を参考に設定した。

表 4.5.2-9(2) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥）の排出量）

建設汚泥の 発生量(m ³) ①	資源化率 (%) ②	資源化量 (m ³) ③=①×②	排出量 (m ³) ④=①-③	主な処理・処分方法
約 1,093.00	95	約 1,038.35	約 54.65	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処理後は土質性状を確認し、可能な限り場外への埋め戻し土、盛土としての再利用を計画している。

2) 施設の稼働に係る影響

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る産業廃棄物の種類毎の排出量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

③ 予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

④ 予測方法

予測方法は、事業計画から推定する方法とした。

⑤ 予測条件

(ア) 産業廃棄物の排出量等

事業計画における産業廃棄物の排出量、資源化率及び処理方法の計画は、表 4.5.2-10 に示すとおりである。

表 4.5.2-10 産業廃棄物の発生量（計画）

産業廃棄物の種類	発生量 (t/年) ^{注1}	資源化率 ^{注1}
廃油	約 4	約 100%
廃プラスチック類	約 7	0% ^{注2}
廃布 ^{注3}	約 5	0%
木くず ^{注4}	約 21	約 100%
合計	約 37	—

注 1: 発生量及び資源化率は既存施設の実績より算出した。

注 2: 処分に際しては、サーマルリサイクルにより固形燃料等として再使用する計画である。

注 3: 廃布は廃油の着いたウエスが該当する。

注 4: 本事業においては木製パレットが該当する。

⑥ 予測結果

施設の稼働による産業廃棄物の種類毎の排出量及び処理方法は、表 4.5.2-11 に示すとおりである。発生量の合計は約 37t/年、資源化量の合計は約 25t/年、排出量の合計は約 12t/年と予測する。

処分方法について、産業廃棄物は許可業者に運搬、処分を委託し適正に処理する計画である。このことから、適正な処分が実施され、資源の循環が図られているものと予測する。

表 4.5.2-11 予測結果（産業廃棄物の排出量）

産業廃棄物の種類	発生量 (t/年) ①	資源化率 ②	資源化量 (t/年) ③=①×②	排出量 (t/年) ④=①-③	処理方法
廃油	約 4	約 100%	約 4	0	産業廃棄物として許可業者に運搬、再生業者にて再燃料化により処理を行う。
廃プラスチック類	約 7	0%	0	約 7	産業廃棄物として許可業者に運搬を委託する。処分に際しては、サーマルリサイクルにより固形燃料等として再使用する計画である。
廃布 ^注	約 5	0%	0	約 5	産業廃棄物許可業者に運搬を委託し、焼却処理しサーマルリサイクルとしてエネルギーを再使用する。
木くず	約 21	約 100%	約 21	0	産業廃棄物として許可業者に運搬、再生業者にて処理を行う。再資源化の用途としては、木材チップ等としての利用を計画している。
合計	約 37	—	約 25	約 12	—

注:廃布は廃油の付着したウエスが該当する。

(5) 環境保全のための措置

1) 工事の影響

- ・工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的に発生を抑制する。
- ・建設資材等について、再生品や再利用が可能な材料の使用に努め、資源の有効利用の推進を図る。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいて適正にリサイクルを行うとともに「廃棄物処理法」に基づいて適正に処理及び処分を行う。
- ・工事中に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。
- ・産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。

2) 施設の稼働に係る影響

- ・廃棄物保管施設を設け、都道府県知事等の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理する。
- ・廃棄物保管施設は飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の施設とする。
- ・廃棄物保管施設において、掲示物等により資源化の推進を促す啓発活動を行う。

(6) 評価

1) 工事の影響

工事の実施に係る産業廃棄物（建設汚泥を除く）の排出量は 60.63t/年であり、資源化率は 94.36%（資源化量：1,014.57t/年）と予測した。また、産業廃棄物（建設汚泥）の排出量は約 54.65m³/年であり、資源化率は 95%（資源化量：約 1,038.35m³/年）と予測した。

そのほか、予測において資源化率を設定しなかった種類の産業廃棄物についても、建設工事に係る資材の資源化等に関する法律に基づいて適正にリサイクル等を行う。さらに、産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認するといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。

2) 施設の稼働に係る影響

施設の稼働に係る産業廃棄物の排出量は約 12t/年であり、資源化率は約 68%（資源化量：約 25t/年）と予測した。さらに、廃棄物保管施設において、掲示物等により資源化の推進を促す啓発活動を行うといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。

4.5.3 建設発生土

(1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における建設発生土の状況等を調査し、建設発生土の影響について予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.5.3-1 に示すとおりである。

表 4.5.3-1 環境影響評価対象

区分	環境影響要因
工事中	工事の影響

(2) 現況調査

1) 調査項目

計画地及びその周辺における建設発生土の状況を把握し、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、調査した。調査項目は、表 4.5.3-2 に示すとおりである。

表 4.5.3-2 調査項目

環境影響評価項目	調査項目
建設発生土	・建設発生土の状況 ・関係法令等による基準等

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

3) 調査方法等

① 建設発生土の状況

(ア) 調査期間・調査時期

入手可能な最新の資料を対象として実施した。

(イ) 調査方法

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（確定値）」（令和 2 年 1 月、国土交通省）の既存資料により把握した。

② 関係法令等による基準等

(ア) 調査期間・調査時期

入手可能な最新の資料を対象として実施した。

(イ) 調査方法

次の関連法令等の内容を整理した。

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法
- ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例
- ・地域環境管理計画の地域別環境保全水準

4) 調査結果

① 建設発生土の状況

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況及び再利用状況は、表 4.5.3-3 に示すとおりである。

表 4.5.3-3 建設発生土の排出状況(平成 30 年度)

単位:千m³

工事場所	工事区分	排出量	場外搬出量			現場内利用量	
				有効利用量	その他		
神奈川県	土木	公共	2,878.2	1,759.0	1,646.7	112.3	1,119.2
	工事	民間	609.5	363.1	315.4	47.7	246.4
	新築・増築工事		1,492.1	971.8	638.3	333.5	520.3
	解体工事		106.1	2.1	2.0	0.1	104.0
	修繕工事		2.2	2.0	1.1	0.9	0.2
	建設工事合計		5,088.2	3,098.0	2,603.5	494.5	1990.1

注：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（確定値）」（令和 2 年 1 月、国土交通省）

② 関係法令等による基準等

(ア) 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、再生資源の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済み品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

建設工事の発注者である事業者は、使用済み品等および副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化、再生資源及び再生部品を利用、使用済み品等や副産物の再生資源再生部品としての利用の促進に努めなければならないと定められている。

(イ) 宅地造成及び特定盛土等規制法

本法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としている。

事業者は、本法律に基づき、建設発生土の搬出先が適正であるかの確認や、実際の搬出状況を確認することが求められる。

(ウ) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

本要綱では、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

(エ) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例

本条例は、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的としている。

また、本条例では、工事区域外に 500m³ 以上の土砂を搬出する場合には、予め土砂の搬出にかかる計画を作成し、知事に届出る必要があると規定されている。

(オ) 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表 4.5.3-4 に示すとおり設定した。

表 4.5.3-4 環境保全目標（建設発生土）

環境影響要因	環境保全目標	具体的な数値等
工事中 工事の影響	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—

(4) 予測

1) 工事の影響

① 予測項目

予測項目は、工事の実施による建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地内とした。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

④ 予測方法

予測方法は、事業計画から推定する方法とした。

⑤ 予測条件

(ア) 建設発生土の発生量等

事業計画における建設発生土の発生量、場内再利用量及び処理方法の計画は、表 4.5.3-5 に示すとおりである。

表 4.5.3-5 建設発生土（ほぐし土量）の発生量等（計画）

区分	土量 ^注	処理方法
建設発生土	5,400 m ³	場内の埋戻し土、盛土として再利用を図る。
場内再利用土	3,960 m ³	それ以外は、工事施工者が場外再利用または処分地を指定して適正処分する。
残土	1,440 m ³	

注：土量はほぐした土量の変化率を見込んでいる。変化率は「令和 6 年度 土木工事数量算出要領」（令和 6 年 4 月、国土交通省）における、レキ質土の変化率 L (1.20) を参考に設定した。

⑥ 予測結果

工事の実施による建設発生土の発生量は 5,400m³ であり、そのうち 3,960m³ は埋戻し土又は盛土として場内で再利用する。残土の発生量は 1,440m³ と予測するが、これについては、工事施工者が場外再利用又は処分地を指定して適正に処分する計画であることから、資源の循環が図れているものと予測する。

(5) 環境保全のための措置

1) 工事の影響

- ・建設発生土は、施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋戻し土等として再利用する。
- ・場外へ搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行う。
- ・再利用が困難な建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。
- ・計画地内及び周辺道路への散水及び清掃を適切に実施し、粉じん等の発生及び拡散を抑制する。
- ・場内で仮置き等を行う場合や運搬時は、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じ、粉じん等の発生及び拡散を抑制する。

(6) 評価

工事の実施に係る建設発生土の発生量は 5,400m³ であり、場内再利用量は 3,960m³、残土量は 1,440m³ と予測した。さらに、建設発生土は、施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋戻し土等として再利用するといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。